

武田信玄の「西上作戦」を研究する

鴨川達夫

はじめに

先年、筆者は武田信玄のいわゆる「西上作戦」⁽¹⁾に対する私見を、拙著『武田信玄と勝頼』（岩波新書、二〇〇七年）などのかたちで提示し、その後、細部を補足する目的で、拙稿「元龜年間の武田信玄」（本紀要二二号、二〇一二年）も発表した。

これに対し、本多隆成氏から、多岐にわたるご批判があった（「武田信玄の遠江侵攻経路」『武田氏研究』四九号、二〇一三年）。筆者としては、それらに一点ずつ反論することも考えないではなかったが、単なる反論にとどまらない文章にまとめ、より広い読者を得たいという気持ちも強かった。

そこで、この場では、重要と思われる一、二の論点に限って、私見をあらためて披歴することにした。選択した論点は、「西上作戦」の実際を明らかにする上で重要であるだけでなく、研究を進める上での手続きについて、考えさせるものでもあると思う。これに加えて新たな論点も多少盛り込み、全体としてひとつの新しい論稿に仕上げたい。

本稿を起すに至った経緯と、起稿にあたっての筆者の考えは、おおむね以上の通りである。

一 「懇望」という言葉

まず第一の論点は、「惘望」という言葉の語義ないし解釈についてである。

（史料1）『山梨県史』資料編5、一八号

不違兼日之首尾各忠節、誠感人存候、於向後者、追日可令入魂存分候、弥戦功重要候、当城主小笠原惘望候間、明日国中へ進陣、五日之内越天竜川、向浜松出馬、可散三ヶ年之鬱憤候、（中略）恐々謹言、

十月廿一日

信玄（花押）

道紋

筆者は、「懇望」（より一般的と思われるこの表記を採用する）という言葉を含むこの書状について、拙稿で次のように述べた（七五頁）。なお、「西進説」というのは、「西上作戦」の際に信玄が遠江にあらわれたのは、駿河から西に進んで遠江に入ったのだと見る説である。

西進説では、文中の「小笠原」を遠江高天神の小笠原氏助であると考え、また、「懇望候」という言葉から、氏助が信玄に降伏を願ったことを想像する。そして、これは信玄が高天神を攻撃した結果であり、信玄は遠江の南部にあらわれたのだから、信濃から南進したのではない、と主張するのである。

(1) 武田信玄の「西上作戦」を研究する（鴨川）

城主が降伏する場面で、助命や赦免がしばしば「懇望」されるのは事実である。しかし、「懇望」という言葉そのものの意味は、あくまでも「切に希望する」ということでしかない。したがって、この書状の「小笠原懇望候」も、「小笠原」が希望するので陣を進める、と読むのがもつとも素直であろう。「小笠原」が信玄に前進を要求したのである。

そもそも、「小笠原」という人物についても、これを高天神の小笠原氏助であると断定できる材料は、書状の文面には見当たらない。この書状から高天神城主の信玄への降伏を読み取ることは、非常に難しいというべきであろう。であるとすれば、西進説は、その重要な根拠を失うことになる。

これに対して、本多氏は、西進説を維持する立場から、おおむね次のような批判を展開された(五頁)。

この時期の「惻望」「懇望」の使われ方は、その多くが降伏がらみであるにもかかわらず、筆者は圧倒的多数の事例をふまえた解釈をあえて避け、「小笠原が希望する」ので陣を進めるという解釈を持ち出した。

拙稿では、このような批判は予想していなかったため、「懇望」の語義や解釈について、深く立ち入ることはしていない。そこで、その不足を補う意味において、「懇望」という言葉に対する筆者の考え方を、以下に詳しく申し述べることにする。

まず、国語辞典を開いて、この言葉の語義を確認してみる。

切に希望すること。ひたすら願望むこと。

(小学館『日本国語大辞典』)

自分の希望するところを、心を尽して述べて、承知してほしいと申し出ること。

(三省堂『時代別国語大辞典』室町時代編)

「懇望」という言葉の本来の語義は、このようなものである。「懇ろに望む」と書くわけだから、これは素直に納得できる。降伏というニュアンスは、どこにも含まれていない。

ところで、「願望む」「申し出る」ということであるから、何を「願望む」のか、何を「申し出る」のか、つまり、目的語が問題になってくる。文中にそれが明記されていない場合は、前後の文章をよく読んで、その都度判断してやる必要がある。その場合、前後の文章から、彼我が厳しく対立している状況、いくさが行なわれている状況、さらには城郭の取り合いが行なわれている状況を、読み取ることができたとする。この条件のもとで「懇望」が使われているのであれば、そのときは、彼の一方(守勢)が他方(攻勢)に助命や赦免を願望望んだのだ、という判断が合理性を帯びてくる。ここではじめて、「懇望」という言葉が、降伏のニュアンスを含むことになるのである。念のため、取り合いの状況が明らかで、そこに「懇望」が使われている例を、ひとつだけ示しておこう。この例では、目的語も明記されている。

二之丸悉乗破、：城中及難儀、：両城共可明渡之旨、種々依令懇望、
魚津・小出両城請取、

(六月十七日佐々成政書状、『上越市史』別編2、二七九三号)

ちなみに、戦国・織豊期の日本語を伝える『日葡辞書』は、「懇望」を次のように定義している(傍点筆者)。

身を低くして許しを乞い、あるいは、憐れみを乞うこと

しかし、以上のように分析してみれば、これは「懇望」の使い方の一部のみを切り取った、その限りでの定義であると解すべきであろう。もっとも、数の上では、この種の使い方が目立つのは事実である。この点は筆者も正しく認識しており、拙稿でも「しばしば」という表現を使って

言及したつもりである。

さて、それでは、問題の史料1においては、「懇望」の前後の文章はどうなっているだろうか。城郭の取り合いを、読み取ることができただろうか。

答えは「否」であろう。「城主」「進陣」などという言葉はあっても、対立や戦闘を思わせる言葉はどこにもない。であるならば、この「懇望」に、降伏のニュアンスを持ち込むことは許されない。本来の語義に立ち戻った上で、助命や赦免ではない目的語を考えなければならぬのである。

もちろん、目的語をどうにも思い付くことができないのであれば、数の上で目立つ用法に従っておくこともあり得よう。しかし、史料1の場合、

小笠原が「願ひ望む」ので陣を進める

と言っているのだから、「信玄の前進」が目的語であると、容易に判断することができる。これで十分なのではないだろうか。学部学生あたりに、国語辞典を調べて史料1を説明せよ、という課題を出したとする。大半の学生が、筆者と同じように説明するのではないだろうか。拙稿において、この読み方が「もつとも素直」であると述べたのは、以上のようなことを考えたからである。

なお、取り合いの場面における助命や赦免の希望、その意味での「懇望」があったことを報じる場合、当該の取り合いが今後どのように推移するか、とりわけ「懇望」を容れるのか拒むのか、そのあたりまで含めて書き記すことが自然であろう。実際に、本多氏がこの種の「懇望」の例として提示されたものを見ると、それぞれ次のようになっていいる。先ほど言及した佐々成政書状の場合も、あわせて見ていただくことにする。

昨今者雖種々惘望候、不能許容候、

最近はいろいろと「懇望」してくるが、(それを)受け容れたりはいらない

(五月二十八日武田勝頼書状、『静岡県史』資料編8、七五九号)
城主今日者種々雖惘望候、不能許容候、

城主が今日はいろいろと「懇望」してくるが、(それを)受け容れたりはいらない

(六月十一日武田勝頼書状、同書、七六七号)
以矢文懇望候間、近々候歟、

矢文でもって「懇望」してきているから、(決着がつくのは)近々だろうか

(正月二十五日織田信長朱印状、同書、一三七〇号)
種々依令懇望、魚津・小出両城請取、彼城主須田相模命を助、

いろいろと「懇望」してきたので、両城を受け取り、城主の命を助けた

(前出佐々成政書状)

ところが、史料1の場合は、「懇望」を許容するしないといったことは書かれず、その代わりに「陣を進める」ことが書かれているのであって、ここに示した四例とは趣を大きく異にしている。これは、史料1とこれらの四例とは、「懇望」の意味合いが違うからではないだろうか。この点からも、史料1の「懇望」は、助命や赦免の希望ではないと判断すべきであろう。

本多氏は、筆者が圧倒的多数の事例をあえて避けたとして、この点を強く批判された。³⁾よくある用法にただ従っておくだけでも、その文書を読んだことになるのかもしれない。しかし、筆者は、もつと深く、文書と付き合いたい。個々の言葉の意味はもとより、前後の文章や全体の雰囲気など、あらゆる部分に気を配り、さまざまな可能性を考えながら、

少しづつ煮詰めてゆく——、それが「文書を読む」ことであると、筆者は思っている。そうした作業の結果として、多数の事例とは異なる結論に達することもある。筆者が

「小笠原」が信玄に前進を要求した

と読んだのは、まさにそれなのである。先行研究に難癖をつけるために、無理を承知で奇異な読み方を持ち出したのではない。ぜひご理解いただきたい⁴。

最後に、蛇足ながら、史料1とよく似た例を見つけることができたので、参考のため掲げておこう。

信長江、従出石・竹田、連々依為懇望、惟任日向守至丹波乱入候、

信長へ、出石・竹田より、頻りに願望望んだので、惟任日向守(明智光秀)が丹波に乱入した——出石・竹田が光秀の派遣を要請した

(十一月二十四日八木豊信書状、『大日本古文書』吉川家文書之一、九三号)

従上口懇望故、御入洛之御催最中候之哉、

上方から切なる希望があったので、上洛なさるご準備の最中なのですね——上方の者が(足利義昭の)上洛を期待している

(四月二十六日島津義久書状、『大日本史料』第十一編之十五、

一三八頁)

ちなみに、前者については、多くの書物がこれに言及しているが、三卿伝編纂所編『毛利輝元卿伝』は、出石・竹田は「共に援兵を信長に請うた。……信長は……請に応じ、部将惟任光秀を丹波に侵入せしめた」としている(七一頁)。また、日本歴史地名大系29『兵庫県の地名』Iも、出石・竹田は「救援を信長方の明智光秀に要請している」とする(「竹田城跡」の項)。いずれも筆者と同じ読み方である。

二 軍隊の行動と禁制の発給

第二の論点は、軍隊の行動と禁制などの発給の、関わり方についてである。

「西上作戦」がはじまってまもなく、遠江南部の寺社に対して、武田家の朱印を捺した禁制などが、合わせて四通与えられた。それらの日付と、受取人の所在地を重ね合わせると、

日付が進むたびに受取人の所在地は西へ進み、東から西へ向かう一本の線が描かれるのである。これを見れば、武田軍が駿河から遠江に入り、同国の南部を西に進んだことは、その可能性が非常に高いと考えざるを得ない。

(拙稿七七頁)

ここまでは、本多氏もまったく同じ見方である。しかし、筆者はさらに、これらの文書とは別に、ほぼ同じ日付で、遠江北部の寺院に判物が与えられていることに注目し、次のように指摘した(同頁)。

遠江の北部にあらわれた部隊と、南部を西進した部隊とを想定し、二元的に整理する必要がある。

これに対し、本多氏から、おおむね次のようなご批判があった(七八頁)。

南部にあった信玄の陣地に、北部の寺院から使いを送ってきたのであろう。受給者の方が貰いに来るのであるから、発給者が受給者の近くにいるとみる必要はない。二つの部隊があったとみるようなことも必要がなくなる。

遠くから禁制などを貰いに来る、そのような場合があることについては、筆者としてもまったく知識がなかったわけではない。まさに「西上作戦」の最中に、山城の離宮八幡宮が、遙か遠くの信玄に禁制を求めた

例については、筆者自身が小論を発表してもいる（「離宮八幡宮の武田信玄関係文書をめぐって」『日本歴史』七二〇号、二〇〇八年）。最近目に触れたところでは、上総の天安寺（天南寺）が、これもまた遙か遠くの上杉景勝から、禁制を取り付けた例もあった（『大日本史料』第十一編之二十、天正十三年九月是月条）。

しかし、問題の遠江の事例にあっては、この「遠くから貫いに来る」あり方を考慮に入れると、話が妙なことになるってしまうのである。具体的に言えば、先ほど検出した「東から西へ向かう一本の線」が、じつはまほろしであった可能性が出てくる。武田軍は駿河から遠江に一步入っただけで動かず、そこに各地の寺社が禁制などを貫いに来た、陣地から離れた寺社ほど文書の日付が遅くなった、このような説明も成り立つことになるからである。つまり、「遠くから貫いに来る」ことを考慮に入れると、せつかく浮かび上がってきた武田軍の行動を、雲散霧消させる結果を招くのである。

筆者としても、これは面白くない。「東から西へ向かう一本の線」をできるだけ活かしたい。しかし、そのためには、「遠くから貫いに来る」可能性に目をつぶり、すべては受給者が「近くにいる軍隊に駆け込んだ」結果であると考えが必要がある。要するに、この事例には「受給者の至近に発給者が来ていたと考える」という一種の約束事があり、その枠の中でのことを言わなければならない、ということなのである。はなはだしく舌足らずであることは認めるが、拙稿の注63において次のように述べたのは（八〇頁）、この「約束事」を何とか表現しようとしたのであった。なお、「①～④の場合」とは、「東から西へ向かう一本の線」のことである。

戦時下に作られた禁制や安堵状の分布は、やはり軍隊の行動とまったく無関係であるとはいえない。①～④の場合のように、はっきり

した傾向が認められる場合は、なおさらそうである。

であるとすれば、遠江北部の寺院に判物が与えられている事実についても、その寺院の至近に武田軍が来ていたことを想定しなければならぬ。「東から西へ向かう一本の線」と合わせて、どうしても「二元的に整理する」ことになるのである⁵⁾。

なお、この点に関連して、拙稿ではさらに、北部に判物が、南部には朱印状のみが与えられていることから、次のように述べ、傍証も示した（七七頁）。

信玄本人は、信濃から南進した部隊とともにあったのだと考えられよう。一方、駿河から西進した部隊には、信玄から龍の朱印が預けられていたのであろう。

この見方についても、本多氏から、次のようなご批判があった（八頁）。
信玄所用の家印であるから、その場合はやはり信玄の本陣に置かれ、別働隊に預けるといふようなことはあり得ず、信玄とともに移動したとみるべきではなからうか。またそうでないと、当主信玄の承認もないままに、武田家朱印状が発給されるというような事態になっ
てしまいうだろ。

しかし、龍の朱印を「預けるといふようなことはあり得ず」と無造作に断定し、これを議論の前提としてしまうのは、はたして論理的であるといえるだろうか。また、「当主信玄の承認もないままに、武田家朱印状が発給されるというような事態」は、それほど異常なことだろうか。部下による代理決裁は、大きな組織であれば、今日でも随所で行なわれているのではないだろうか。

ステレオタイプな理解にとらわれず、信頼できる史料の指し示す範囲であらゆる可能性を考える、それが望ましい研究の進め方であると、筆者は信じるものである。そのようにしてはじめて、生身の人間の営みと

しての意外な事実を、発見することができるのではないだろうか。

三 「西上作戦」を演出する偽文書たち

文書の真偽の判別については、拙稿でも若干触れるところがあつたが、本稿の第三の論点として、この問題をあらためて俎上に載せることとしたい。「西上作戦」の史料とされる文書の中には、偽文書である可能性の高いものが、拙稿で指摘したもののほかにもあるからである。

本多氏は、十月一日付けの信玄の書状(後掲)をふまえて、「西上作戦」開始の際に、「九月二十九日に先発した部隊があつたことが知られる」と指摘された(二五頁)。しかし、この書状は、おそらく偽文書であろう。信玄が、自身の行動開始を報じた書状は、全部で四通が知られている。史料2が問題の書状である。

(史料2) 『山梨県史』資料編5、九九三号
於越中賀州衆輝虎对阵、此表出陣遅々意外候、一昨日三州衆先衆被遣候、信玄者今朔日打出候、可御心安候、畢竟其表堅固御備肝要候、恐々謹言、

十月朔日

信玄

謹上 朝倉左衛門督殿

(史料3) 同書、九九四号

如露先書、今朔日既打立候、弥其表被得勝利候様、義景被遂談合、無油断行肝要候、猶陣中ヨリ可申候、恐々謹言、

十月朔日

信玄

浅井備前守殿

(史料4) 同書、三〇六八号

如露先書候、越中表之備依難見除出陣遅々、人数悉去廿七・今月朔日立遣候、信玄者只今令出馬候、畢竟此時候條、当敵可被討留御調略肝

要候、但聊爾之一戦御用捨尤候、猶露条目候間、不能具候、恐々謹言、

十月三日

信玄(花押)

謹上 朝倉左衛門尉殿

(史料5) 同書、九九五号

只今出馬候、此上者無猶予可及行候、八幡大菩薩・富士浅間大菩薩・氏神新羅大明神照覽非偽候、義景被相談、此時可被開運行尤候、恐々謹言、

十月三日

信玄

浅井下野守殿

同 備前守殿

このうち、十月三日付け、朝倉義景宛ての史料4は、原本が現存しており、その写真(『思文閣古書資料目録』一五〇)を見ると、体裁にも文章にも非のうちどころがない、正真正銘の信玄の書状であることがわかる。そして、この書状に「信玄者只今令出馬候」と書かれていることから、信玄本人の行動開始は十月三日であつたと、認定することができる。

一方、十月一日付けで、同じく朝倉義景宛ての史料2——問題の書状にも、「信玄者今朔日打出候」という文章がある。この「打出候」は「出発しました」ではなく「出發します」であり、何かの事情で出發が三日にずれ込んだのだと考えれば、史料2と史料4を両立させることは可能である。ただし、その場合は、あとから書かれた史料4に、「一日に出発する予定だったが」などといった文言が、普通は盛り込まれるのではないだろうか。しかし、実際には、それらしい文言はない。⁽⁶⁾まずこのことから、史料2を信用してよいかどうか、不安を覚えることになる。

漢文の書き方という点でも、史料2には不審なところがある。冒頭の文章は、

於越中賀州衆輝虎對陣、此表出陣遅々

となっているが、前段が「越中で加賀勢が輝虎と對陣していたので」という意味であるとすれば、「ので」に当たる文字（「依」「就」など）が、欠けていることになる。この点、非のうちどころのない史料4は、ほぼ同じ趣旨を伝えるにあたつて、きちんと

越中表之備依難見除出陣遅々

という文章を書いている。

また、史料2の中ほどには、本多氏が注目された

一昨日三州衆先衆被遺候

という文章がある。「遺」は「遣」の誤りであろう。そして、遣わす主体はといえば、書状の差出人——信玄が遣わすのであろう。それが「被遺」となっているのだから、差出人が自身の動作に対して敬意を加えたことになる。これではまるで豊臣秀吉の朱印状のようではないか。

以上のように、史料2の漢文には、無視できない異常が含まれている。したがって、この書状に対する不安は、ますます増大することになる。

もっとも、史料4の場合と違って、史料2は原本が残っておらず、写本に収められたかたちで知られるのみである。つまり、「異常」は誤写の結果であるかもしれないから（「遺」はまずそうであろう）、この書状を偽文書であると決めつけるには、なお検討を続ける必要がある。

写本という言葉が出たが、史料2が収められているのは、近世中期に水戸藩が編纂した、「南行雑録」という史料集である。この史料集に、吉野山勝光院所蔵として、史料2は収められている。そして、同じ「南行雑録」に、同じく吉野山勝光院所蔵として、浅井長政宛ての史料3・史料5も収められている。じつは、この二通がまた、不審などころの多い書状なのである。

史料3の冒頭の文章は、

如露先書、今朔日既打立候

となっている。直ちに感じるのは、当時の書状の文章としては「既」の一字がしつこい、という思いである。試みに、この一字を消してみると、現代語訳は

前便でお知らせした、その予定通り、本日出発しました

となり、これでも十分に意味が通じる。

後半の文章にも、いささか問題がある。

無油断行肝要候

とあるのは、「(あなたも)油断なく『行』を展開することが肝要です」という意味であろう。つまり、「行」を展開するのは、書状の名宛人——浅井長政である。しかし、それならば、「御行」と書かれるのが、普通ではないだろうか。非のうちどころのない史料4にも、似たような文章があるのだが、そこには

当敵可被討留御調略肝要候

と書かれている。

このように、史料3は、必要とは思えない文字が存在し、なくてはならない文字が見当たらないという、非常に不自然な様相を呈しているのである。

史料5に至っては、さらに問題が大きい。いきなり「只今出馬候」と書き出しているのだが、前置きは一切ないのは、当時の書状の文章としては、きわめて異例であろう。また、いくさに前向きに取り組むことについて、

八幡大菩薩……照覧非偽候

と、たいへん大げさな文言を加えている点は、はなはだ違和感が強い。何度も引き合いに出すようだが、非のうちどころのない史料4には、この種の余計な文言は、一切見られないのである。

以上のことから、史料3と史料5が偽文書である可能性は、決して小さくないといえる。そして、それらと同じところに、史料2も伝わっていた。連れの書状がいずれもいかがわしいのだから、史料2に対する不安はさらにいつそう大きくなる。ここまで材料が揃ってしまえば、もはや史料2を偽文書であると判断することも、十分に許されるであろう。

お気づきかと思うが、史料2・3・5の文章には、史料4と同じ、またはよく似た文言が、しばしばあらわれる。おそらく、この三通は、史料4を下敷きとして何者かが作成した、一連の偽文書なのであろう。史料3の「既」（信玄の出発が本当に行なわれたことをはっきりさせる）や、史料5の「前向きに取り組み気持ちに偽りなし」などを見ると、信玄が苛立つ朝倉・浅井（信玄を「西上」させてともに織田信長と戦おうとしていた）によく応えた、といった絵を描こうとしたのかもしれない。しかし、ではなぜそのような「絵」を望んだのか、また、なぜ信玄の出発を一日とするもの（史料2・3）と三日とするもの（史料5）があるのか、これらの疑問には、遺憾ながら答えることができない。他日を期することとしたい。

おわりに

本稿では、武田信玄のいわゆる「西上作戦」について、その細部をあらためて検討した。それと同時に、①言葉や文章に注意深く取り組むこと、②論理に矛盾や独善がないように気を配ること、③文書の真偽の判別に気を配ることなど、総じて研究を進める上での基本的な手続きについても、筆者なりのやり方を示してみたいものである。

筆者は、拙著『武田信玄と勝頼』の巻末に、「文書を読むという作業は、結構大変なことなのである」と記した（二〇四頁）。それから七年が経ったが、残念ながら、この感想はいまだに変わっていない。それどころか、

日に日にこの思いを新たにしているのが、正直なところである。筆者にとって、文書を読むという行為は、文書と格闘することにはかならない。あえなく敗れ去ることも少なくない。もちろん、筆者の力量が足りず、そのため苦勞を強いられているのではあろう。しかし、客観的に見ても、文書というものは相当に奥が深く、われわれが容易に勝ちを取めることのできる相手ではないように思う。心して取り組みたいものである。

〔注〕

（1）元亀三年（一五七〇）冬、信玄が遠江・三河方面に侵攻した事実を、このように呼ぶことがある。この行動は翌年に及び、よく知られているように、信玄はそのまま陣中で没した。

（2）取り上げたい論点は、じつはもうひとつある。しかし、それはあまり次元の高い話ではないので、本文に載せることは控え、あらかじめこの場で取り上げておく。

史料1（本文二頁参照）に登場する「小笠原」について、筆者は拙稿において次のように考察し、判断した（七五頁）。なお、ここに出てくる十一月十五日付けの書状（『山梨県史』資料編5、一九八九号）は、宛所が失われている。文中に「誰か」とあるのは、そのためである。

「小笠原」については、信濃松尾の小笠原信嶺という人物が知られている。十一月十五日付けの書状によれば、信嶺は「境目」に「在陣」し、信玄に味方しようとする誰かが寄越した使者を受け付け、これを信玄のもとに送り届けている。松尾の位置や、同じ書状で信玄の三河進出の予定を強調していることから、「境目」は信濃と三河の境目であり、「誰か」は三河の勢力の一員であることが、強く想像される。つまり、信玄の遠江侵攻にともなって、信嶺は信濃・三河の国境付近に進出し、三河の勢力を信玄の味方として組織する任務に当たったのだと考えられる。

このように、筆者は十一月十五日付けの書状によって、信玄の遠江侵攻、

つまり「西上作戦」の際に、信嶺が三河方面の指揮官であったことを説明したのであって、それ以上のことは何も述べていない。「誰か」が誰であるかを示したわけでもなければ、その人物の行動を詳しく論じたわけでもない。そして、史料1の検討に戻ることを明示した上で、筆者はおおむね次のように述べた(七五〜七六頁)。

信嶺がそのような地位にあったとすれば、史料1の名宛人、三河の有力者である奥平道紋などは、信嶺のもとに出頭して、信玄に味方する意志を表明したことが想像される。史料1の冒頭の一節は、それに対する信玄の謝辞なのである。

ところが、本多氏はどこをどう読まれたのか、筆者は「誰か」を奥平に特定している、と受け止められたようだ。そして、それなら奥平は、十一月十五日の段階で信玄に味方しようとしたことになる、それなのに、信玄の謝辞が十月二十一日の史料1に見えるのはどういうことか、と疑問を示されたのである(四頁)。

しかし、繰り返しになるが、筆者は「誰か」が誰であることを示したわけでもなければ、十一月十五日付けと十月二十一日付け、二通の書状の内容の、整合性が問題になるような議論もしていない。このような疑問を突き付けられても、筆者としてはただただ困惑するだけである。本多氏は、筆者が齷齪を含んだ議論を展開したとして、筆者には「何か大きな思い違い」があると評された。しかし、この言葉は、そっくりそのままお返し申し上げるしかない。失礼の段は、どうかお許しいただきたい。

なお、本多氏は、奥平は七月(「西上作戦」の開始前)の段階で信玄に従ったことが知られているから、「信玄の出馬後にわざわざ信嶺のところに出頭し、あらためて信玄に味方する意志を表明する必要などなかったはずである」として、奥平の動きに関する筆者の「想像」をも批判された(同頁)。

しかし、これもどうだろうか。史料1の冒頭には、「不違兼日之首尾」と書かれているのである。「あらためて」の意志表示があったことが、むしろ明らかではないだろうか。事前に関係が構築されていたとしても、信玄の出馬という肝心の時機に、奥平が本当に信玄に味方するかどうか

は、予断を許さない問題であったろう。しかし、奥平は事前の關係を守って味方することを決め、信嶺のところに出頭することでそれを示した。これに対して、信玄が謝辞を述べる――、十分にあり得ることであるように、筆者には思われる。

(3) この批判は、筆者が史料1の「当城主」を、「こちらの城主」ではなく「そちらの城主」と解したことにも向けられている。しかし、「当」が「そちら」を意味する例は、神社宛ての文書、なかでも所領安堵の文書に、しばしば「当寺」「当社」が見られることを考慮すれば、そもそも決して少なくないのである。

(4) 本多氏は、「西上作戦」における信玄について、「先を急いでいたはず」であると二度にわたって述べ(六頁・七頁)、この点からも筆者の意見に対する批判を展開された。しかし、「先を急いでいたはず」であると、どうして断定できるのだろうか。史料の指し示すところによれば、信玄はむしろ時間をかけて織田信長を追い詰める考えであったとみられるのであり、これについてはすでに拙稿で指摘したところである(七〇頁)。また、拙著では、信玄がそもそも「西上作戦」に対する熱意に乏しかったことを、史料を示しながら説明した(一七八頁以下)。本多氏の断定は、あまりにも無造作ではないだろうか。同じ問題を、後出の龍の朱印をめぐる議論にも感じる。

(5) ここで述べたことは、「論理を整えて研究を進めればこうなる」という話であり、実際には、「東から西へ向かう一本の線」のもとに北部の寺院が「遠くから貫いて来る」ことも、十分にあり得たであろう。しかし、それを主張するために、南部の寺院は「近くに駆け込んだ」、北部の寺院は「遠くから貫いて」と、根拠もなく両様の説明を使い分けるのは、やはり適切なことであるとは思えない。

(6) 冒頭の文章(越中表之備依難見除出陣遅々)は、武田軍全体の行動が、大きな単位で遅れたことの説明であり、信玄個人の行動が、二日遅れたことの説明であるとは受け取れない。

(7) 筆者は早くにこの感触を得ていたため、拙著でも拙稿でも、これらを史料として利用することはしていない。